

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 基本手当の受給期間延長 —

Q: 病気のため長期間会社を休んでいますが、なかなか症状が改善せず会社に復帰するめどが立たないため、やむを得ず退職することにしました。退職後は治療に専念する予定ですが、病気の治療中でも基本手当を受給できるのでしょうか？

A: 雇用保険の基本手当の受給要件の1つに、「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること」というものがあり、この『労働の能力』とは、技術や知識ではなく「今現実に働ける・仕事ができる(病気やけがをしていない)状態」を指します。ご質問の「病気で働けず会社を休み復帰が見込めず退職」という状況は現に労働の能力があるとは言えないので、基本手当の受給はできません。

しかし、働ける状態になった時には基本手当の受給期間が残り少なかったり終わっていたりすることがあり得るので、ハローワークへの受給期間延長申請をおすすめします。病気やけが、妊娠・出産等で引き続き30日以上職業に就くことができない場合等に、職業に就けない期間を受給期間に加えることができます(最長で離職日の翌日から4年)。申請は「引き続き30日以上職業に就けなくなった日」の翌日以降、延長後の受給期間の最後の日まで可能とされていますが、できるだけ早めにされた方がよいでしょう。

なお、ハローワークへの求職の申込み後に病気やけがで働けなくなった場合は、継続して15日未満であれば失業認定を受けて基本手当を、15日以上であれば傷病の認定を受け基本手当にかえて傷病手当を受給できます(30日以上の場合受給期間の延長・傷病手当のいずれかを選択)。



## 最近のニュースから

### 中小企業に企業OB派遣で 障害者雇用を後押し 厚労省

厚生労働省は、来年度から障害者の法定雇用率が引き上げられるのに合わせて、中小企業の障害者雇用をバックアップする方針を示した。全国の労働局に専門の支援員(就職支援コーディネーター)を配置するほか、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が障害者雇用の経験を持つ企業のOBを派遣する。

### 年金加算 598 億円の支給漏れ

元公務員の妻らを対象にした、基礎年金に一定額を上乗せする「振替加算」について、1991年以降、10万5,963人分、金額にして計約598億円の支給漏れがあったと、厚労省は発表した。年金機構と共済組合の連携不足が主な原因とされており、未払い額としては、過去最大規模となる。11月中旬に全額が支払われる予定。

110団体が「非効率な商慣習」是正へ共同宣言  
経団連など110団体が、下請けいじめや長時間労働につながる短納期での発注や急な仕様変更など、非効率な商慣習の是正に取り組むことを内容とした共同宣言を発表した。関係法令や労働基準法を守り、取引先にも違反させない配慮を経営者に求めている。

### 建設業界で「週休2日制」推進の方針

日本建設業連合会が「働き方改革推進の基本方針」を発表し、2021年度末までに建設業界で週休2日制を定着させる方針が明らかになった。土日を休みとすることで人材確保につなげたい考え。同連合会に参加するのは大手建設会社を中心だが、下請けの中小企業も多く、週休2日の流れが業界全体に広がる可能性が高い。